

公益社団法人高分子学会
高分子学会三菱ケミカル賞 内規

(2018年9月18日 理事会承認)

(総 則)

第1条 高分子学会三菱ケミカル賞（以下三菱ケミカル賞）の選考については、三菱ケミカル賞規程によるほか、この内規の定めるところによる。

(推薦手続き)

第2条 推薦に必要な書類は次のとおりである。（各正1部、写し7部）

- (1) 推薦書（本会書式による）
- (2) 経歴書
- (3) 推薦理由書
- (4) 推薦承認書（企業における研究業績を含む場合）
- (5) 業績内容説明書（5000字程度、A-4判10頁以内）
 - i) 研究の内容と成果
 - ii) 学問的位置付け
 - iii) 独創的と思われる点
 - iv) 高分子科学・技術・産業への波及効果 などを項目別に明確に記述する。
- (6) 研究業績に係わる報文・特許リスト
- (7) 代表的論文別刷、特許コピーおよびこれに準ずる技術資料 など各5編以内

(選考委員会)

第3条 三菱ケミカル賞の推薦を会員から受け付けるため、学会本部に三菱ケミカル賞選考委員会（以下選考委員会）をおく。

- 2 選考委員会は、委員長1名を含む7名で構成する。委員長は副会長の中から選任する。
- 3 選考委員は会長が選出し、執行役会の承認を得た後、会長が委嘱する。
- 4 選考委員名は選考委員会終了後、本会ホームページに公表する。

(選考委員会の任務)

第4条 選考委員会は、2回開催し、応募の中から、受賞候補原則2件以内の選考を行う。受賞候補者の数は、3名以内/件とする。

2 選考委員は審議内容を部外に公表してはならない。

- (1) 第1回選考委員会（書類選考）
 - ア) 推薦書により、受賞資格の確認を行う。
 - イ) 書類選考により受賞候補が原則10件程度になるよう第1次選考を行う。第1次選考は選考委員の投票により決定する。
 - ウ) 第2次選考（業績説明）の時間等を決定する。
- (2) 第2回選考委員会
 - ア) 受賞候補の業績説明を聴取する。
 - イ) 審議の後、投票により最終選考を行う。投票方法は選考委員会が決定する。
 - ウ) 選考委員会に三菱ケミカル株式会社の担当者を陪席させることができる。但し、陪席者は選考に加わることができない。

(選考結果の報告)

第5条 選考委員会委員長は、選考経過とその結果を選考後一週間以内に会長に報告する。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は、理事会の議決を経て行うものとする。

(受賞決定通知など)

第7条 会長は、前条の手続きを経た後、受賞者にその結果と表彰式などについて通知する。

第8条 受賞者および受賞内容は会誌「高分子」に掲載する。

(本会論文誌への投稿義務)

第9条 受賞者は、受賞した業績を本会論文誌 Polymer Journal に Review 又は Focus Review として、受賞決定日から原則として2年以内に投稿しなければならない。

補 則

1. この内規は、理事会の承認を得て施行する。

(2003年2月19日 理事会承認)

(2003年11月7日 一部改正理事会承認)

(2005年11月11日 一部改正理事会承認)

(2008年11月4日 一部改正理事会承認)

(2011年11月11日 停止条件付理事会承認 2012年4月1日発効)

(2014年11月19日 一部改正理事会承認)

(2017年11月30日 理事会承認)